

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊後大野市は、予防接種法に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために法令を遵守するとともに、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊後大野市長

公表日

平成29年5月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	10 予防接種法に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、予防接種を行っている。 具体的な手続及びその使用するシステムは、 ①住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行う。－ア、イ、ウ、エ ②定期の予防接種等による健康被害の救済措置としての給付(③において「給付」という。)の支給の請求の受理、その請求に係る事実の審査又はその請求に対する応答－ア、イ、ウ、エ ③給付の支給を受ける権利の届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答－ア、イ、ウ、エ
③システムの名称	(ア)Acrocity健康管理、(イ)Acrocity行政基本、(ウ)中間サーバー、(エ)MICJET番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル、中間サーバーファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1: 情報提供の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の16の2の項 2: 情報照会の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18及び19の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活課
②所属長	市民生活課長 後藤 貴子
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課法規係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

